

4月1日から

国民健康保険が 変わります

国民健康保険(国保)は、病気やけがに備えて加入者のみなさんがお金を出し合い、お医者さんにかかるときの医療費の給付などにあてる助け合いの制度です。

その国保が、医療改革により少子高齢化社会に対応した制度に変わります。

75歳以上の人は後期 高齢者医療制度へ移行

現在老人保健の75歳以上の高齢者(障害認定を受けた65歳以上の人も含む)のみなさんは、国民健康保険・健康保険組合を抜けて、後期高齢



者医療制度による新しい保険に加入することになります。
※4月以降に75歳になる人は、75歳の誕生日の当日から被保険者になります。

小学校入学前まで 医療費自己負担割合2割

4月1日から、小学校入学前(6歳の誕生日以降の最初の3月31日まで)のお子さんの、医療機関での自己負担が2割になります。
※70〜74歳の人の自己負担

割合は、当初、1割から2割に変更の予定でしたが、平成21年3月まで1割のまま据え置かれます。

65歳以上の退職 被保険者の保険証差替え

4月1日から65歳以上の退職被保険者(保険証の右上に「退」と記載)の人は、一般の被保険者に変更になります。このため、該当する人には3月中に新しい保険証を送付します。現在ご使用いただいている退職被保険者の保険証は、3月31日(月)で使えなくなりますので、ご注意ください。
また、70歳以上の退職被保険者のみなさんをお持ちの高齢受給者証も一般のもの

のに差替えとなります。3月中に新しい高齢受給者証を送付します。

※一般の被保険者の人は、引き続き現在の保険証をご使用ください。

※世帯主などが退職被保険者から一般の被保険者に変更になることにより、65歳以下の人も保険証が差替えになる場合があります。

高額医療・高額介護 合算制度が開始

医療費が高額になった世帯に介護保険の受給者がいる場合、医療保険と介護保険のそれぞれの自己負担限度額を適用後に、さらに両方の年間の自己負担を合算して一定の限度額(年額)を超えた場合は、超えた分が「高額介護合算療養費」として支給されます。年額は、毎年8月から翌年7月分を合算した金額です(平成20年度は経過措置により年額の計算期間が異なります)。なお、実際の手続きは、平成21年7月以降になります。

新しい健診・ 保健指導を開始



メタボ対策指導を行います

メタボリックシンドローム(内臓脂肪症候群)対策を取り入れた「特定健康診査・特定保健指導」が始まります。

対象 40歳以上の国民健康保険加入者(該当者には個別に通知します)

▼特定健康診査 40〜64歳／ウェルス幸手を会場に集団健診で行います。(6月・10月)

65歳以上／市内医療機関で個別健診で行います。(6月・12月)

▼特定保健指導 健診結果に基づき、メタボリックシンドロームの改善のための指導を行います。

※詳しい内容は、後日個別通知および広報紙などでお知らせします。

問合せ 保険年金課 ☎(43) 1111 内線 146・FAX (43) 1125